

下妻市立東部中学校運動部活動に係る活動方針

下妻市立東部中学校

1 運動部活動の基本的な考え方

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 運動部活動は、運動部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

<参考>

◇ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、接続可能な運営体制が整えられるものとする。
〔学習指導要領総則第1章第5の1のウ〕平成29年3月告示 文部科学省

2 運動部活動の休養日の設定

- 原則として、週2日の休養日を設ける。
 - ・月曜日は休養日とする。
 - ・土日いずれかを休養日とする。
 - ・土日ともに活動しなければならない場合は、事前に校長の許可及び保護者の理解を得て行う。その際、必ず月曜日以外の平日に休養日を設定する。
 - ・休養日について、月の活動計画表に予め示し、事前に生徒と保護者に周知する。
 - ・長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ※夏季休業中の学校閉庁日は原則として部活動を行わない。それ以外に長期の休養日を設定する。
- 1年間を試合期と鍛錬期に分けて練習等を計画する。
 - ・試合期 … 5～7月（総体）、9～10月（新人）
 - ・鍛錬期 … 8月、11月～4月

3 運動部活動の活動時間

- 下校時刻は日没に合わせ、市内統一とする。（防災無線での下校放送あり）
- 悪天候時は、下校時刻を早める配慮をする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
 - ※長期休業中（夏季休業等）の活動時間は、上記の休業日と同じ扱いとする。
- 休憩時間の確保や十分な水分補給をするなど、熱中症の未然防止には十分に配慮する。

4 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝練習は行わない。
- 顧問等の指導者が朝練習を必要と判断した場合は、事前に校長の許可及び保護者の理解を得て、期限を定め計画的に実施する。
- 実施する場合は、次の点を守る。
 - ・市内統一の活動時間を厳守する。（7:10開始～7:40終了）
 - ・午前7時より前に登校させない。
 - ・必ず顧問が指導する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 県総体・県新人大会を含め、一ヶ月当たり1大会を目安とする。

6 文化部の活動

- 県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定について」について準じた取扱いをする。